

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (加算日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
スロジランド	食糧増産援助に関する日本国政府とスロジランド王国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	200,000千円 H15.1.24まで	H14.1.25 ムババネ で (同日)	日本側 榎泰邦在スロジランド大使 スロジランド側 グボウミザ・ボラミニ経済計画開発大臣	H14.5.22 199号
スロジランド	第二次地方給水計画のための贈与に関する日本国政府とスロジランド王国政府との間の交換公文	第二次地方給水計画を実施するために必要な1.給水施設を建設するために必要な生産物及び役務の供与 2.車両、機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3.上記1及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4.上記2.の車両、機材及び資材の操作指導に必要な役務の供与 5.上記1.の施設の管理指導に必要な役務の供与	517,000千円 H16.3.31まで	H15.10.8 ムババネ で (同日)	日本側 花田吉隆在スロジランド臨時代理大使 スロジランド側 エフライン・シエロベ経済企画開発省次官	H17.9.13 921号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

スロジランドとの無償資金協力取極一覧